

令和6年2月23日から、 1か月単位の変形労働時間制に関する協定届等も **本社一括届出** ができるようになりました！

1か月単位の変形労働時間制に関する協定届等については、事業場単位でそれぞれの所在地を管轄する労働基準監督署に届け出る必要がありますが、令和6年2月23日から、次の条件を満たす場合には、36協定届や就業規則届等と同様に、本社において各事業場の協定届を一括して本社を管轄する労働基準監督署に届け出ることが可能となりました。

本社一括届出が可能になった手続

- ・ 1か月単位の変形労働時間制に関する協定
- ・ 1週間単位の変形労働時間制に関する協定
- ・ 事業場外労働に関するみなし労働時間制に関する協定
- ・ 専門業務型裁量労働制に関する協定
- ・ 企画業務型裁量労働制に関する決議
- ・ 企画業務型裁量労働制に関する報告

本社一括届出が可能な要件

- 電子申請による届出であること
- 以下の項目以外の記載内容が同一であること

1か月単位の変形労働時間制に関する協定	1週間単位の変形労働時間制に関する協定	事業場外労働に関するみなし労働時間制に関する協定
▪ 事業の種類 ▪ 事業の名称 ▪ 事業の所在地（電話番号） ▪ 常時使用する労働者数 ▪ 該当労働者数（満18歳未満の者） ▪ 協定成立年月日 ▪ （労働者側）協定当事者	▪ 事業の種類 ▪ 事業の名称 ▪ 事業の所在地（電話番号） ▪ 常時使用する労働者数 ▪ 該当労働者数（満18歳以上の者） ▪ 協定成立年月日 ▪ （労働者側）協定当事者	▪ 事業の種類 ▪ 事業の名称 ▪ 事業の所在地（電話番号） ▪ 該当労働者数 ▪ 36協定の届出年月日 ▪ 協定成立年月日 ▪ （労働者側）協定当事者

- 事業場ごとに記載内容が異なる項目については、厚生労働省HPまたはe-Govの申請ページからExcelファイル「一括届出事業場一覧作成ツール」をダウンロードし、内容を記入して添付すること



本社一括届出が可能な要件

- 電子申請による届出であること
- 以下の項目以外の記載内容が同一であること

専門業務型裁量労働制に関する協定	企画業務型裁量労働制に関する決議	企画業務型裁量労働制に関する報告
・ 労働保険番号 ・ 事業の種類 ・ 事業の名称 ・ 事業の所在地（電話番号） ・ 該当労働者数 ・ 36協定の届出年月日 ・ 協定成立年月日 ・ （労働者側）協定当事者	・ 労働保険番号 ・ 事業の種類 ・ 事業の名称 ・ 事業の所在地（電話番号） ・ 常時使用する労働者数 ・ 労働者数 ・ 決議の成立年月日 ・ 36協定の届出年月日 ・ 委員会の委員数 ・ 任期を定めて指名された労働者側委員の氏名、任期 ・ その他委員の氏名 ・ 委員会の委員の半数について任期を定めて指名した労働組合の名称又は過半数代表者の職名及び氏名	・ 労働保険番号 ・ 事業の種類 ・ 事業の名称 ・ 事業の所在地（電話番号） ・ 常時使用する労働者数 ・ 制度の適用労働者数 ・ 同意した労働者数（同意を撤回した労働者数） ・ 労働者の1か月の労働時間の状況 ・ 労働者の健康及び福祉を確保するための措置の実施状況

- 事業場ごとに記載内容が異なる項目については、厚生労働省HPまたはe-Govの申請ページからExcelファイル「一括届出事業場一覧作成ツール」をダウンロードし、内容を記入して添付すること

● e-Govのアカウント取得や操作方法などに関するお問い合わせ先

- まずは、e-Gov上の「ヘルプ」や「よくあるご質問」をご確認ください。
- その上でのご不明点については、以下のe-Gov利用者サポートデスクにご連絡ください。

電話番号：050-3786-2225（通話料金はご利用の回線により異なります。）

受付時間 4・6・7月 平日 午前9時から午後7時まで
土日祝日 午前9時から午後5時まで
5・8～3月 平日 午前9時から午後5時まで
土日祝日・年末年始 休止

Webお問合せ：<https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/contact>



● 届出の記載内容などに関するお問い合わせ先

- 労働基準法に基づく届出などについてご不明な点があれば、お近くの都道府県労働局または労働基準監督署にご相談ください。

【都道府県労働局及び労働基準監督署の連絡先等】

<https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudo>

